

令和7年5月23日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、「原則として医行為ではない行為」について、介護職員が利用者に対して安全に当該行為を実施できるよう、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、令和6年度老人保健健康増進等事業において、留意事項、観察項目、異常時の対応等を含むガイドラインが策定され、厚生労働省より、下記ホームページに公開された旨のお知らせです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」（株式会社日本経済研究所）の掲載先URL

<https://www.jeri.co.jp/report/elderlyhealth-r6> （調査研究HP）

[https://www.jeri.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/elderlyhealth-r6\\_02.pdf](https://www.jeri.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/elderlyhealth-r6_02.pdf)

（ガイドライン本体）

（添付資料）

- 「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて

（令7.5.19 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課ほか連名事務連絡）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課 吉田・松岡  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737